

(3) 建築物等における色彩基準

ア 色彩景観形成の基本的な考え方

(7) 色彩基準の基本的な考え方

建築物や工作物の色彩は、地域の景観を構成する重要な要素です。色彩は、周辺の景観との関係において調和がとれたときに、初めて美しく見えます。今日のまち並みは、表現の自由から様々な色彩があふれています。原色に近い色使いが氾濫する繁華街に限らず、住宅街においても、周辺との不釣り合いな色彩の建築物や工作物が見られることがあります。

風格や落ち着きの感じられる景観を実現するためには、建築物や工作物の色彩を適切に誘導し、周辺の景観との調和を図っていく必要があります。特に、景観形成に与える影響が大きい一定規模以上の建築物等を対象に、次の考え方に基づき外観の色彩に関する基準を定め、落ち着きと視覚的に統一感のあるまち並みの形成を誘導します。

- a 原色に近い高彩度の色彩は避け、空や樹木、土や石などの自然の色となじみやすい、暖色系の低彩度色を基本とする。
- b 水辺空間や公園周辺の緑などが景観の構成要素として重要な地域では、地域の景観特性を踏まえた基準を定め、色彩の誘導を図る。
- c 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合などについては、これを尊重する。

色彩基準は、景観法第17条第1項に規定する景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させることとし、JIS規格に採用されている「マンセル表色系（※）」により定めます。

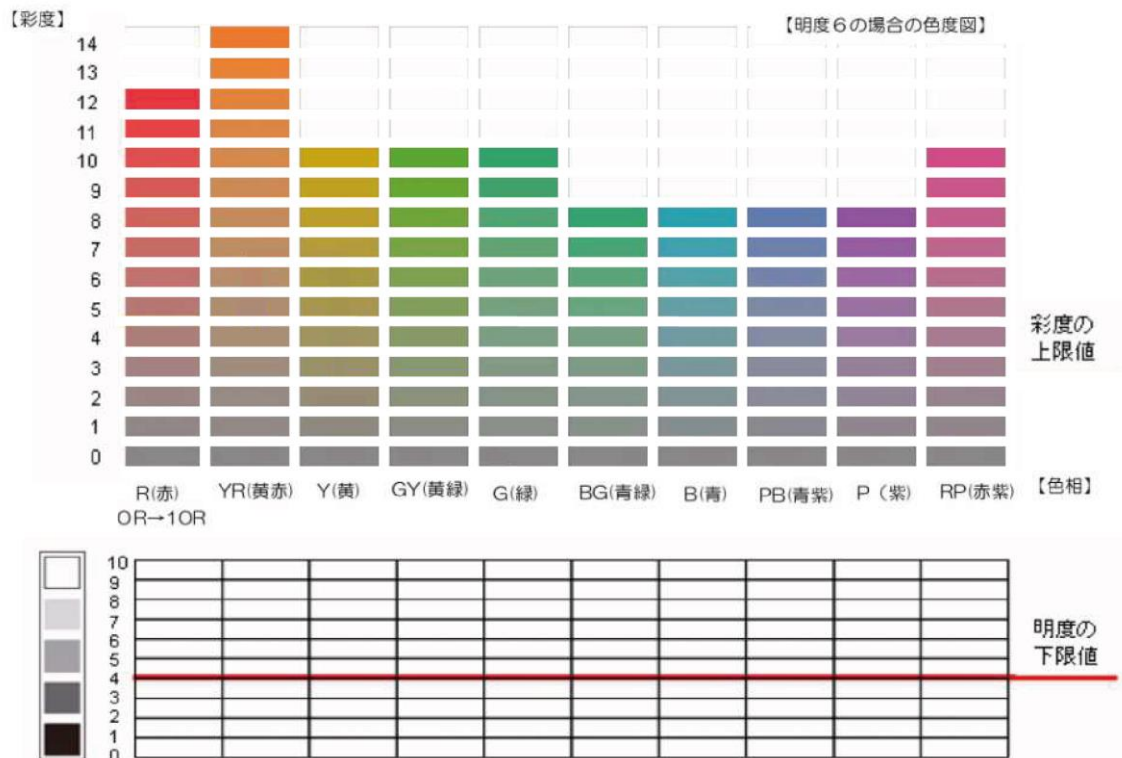
また、景観形成推進地区、一般地域ごとに色彩基準を定め、さらに、景観の形成に与える影響が大きい大規模開発事業についても色彩基準を定めた上で、届出や事前協議において、府中市土地利用景観調整審査会などが審議しつつ、色彩の見え方や周辺と調和するよう誘導していきます。

なお、石材や木材などの地域固有の自然素材を使用する場合は、これを尊重しますが、外壁面に使用されるガラス材による色彩については、上記の考え方を踏まえることとし、反射や透過による色彩も含めて、周辺のまち並み景観から突出しないことを基本とします。

さらに、「府中市景観ガイドライン（色彩編）」を定めて、本市が目指す色彩景観の基本的な方針とともに、色彩景観形成の考え方や望ましい色彩の例を示しています。府中市景観条例に定められた届出制度や事前協議のほか、開発事業などの指針として活用していきます。

※マンセル表色系：アメリカの画家、美術教育家のA. H. マンセルが考案した表色系のこと。色の三属性である色相、明度、彩度を基に、それぞれ番号や記号で分類された色票を使い、物体の色と色票を見比べて色を表現するのが特徴。日本では「三属性による色の表現方法」としてJIS（JIS Z 8721）で採用されている。

■マンセル色度図



(イ) 色彩基準における面積比の考え方

色彩基準は、建築物の届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設けます。

なお、色彩の面積配分に当たっては、建築物等の規模によって適切な割合が異なるため、規模及び形態・意匠の特徴を踏まえ、周辺との調和を図るよう誘導します。

また、屋根色については、全ての地域に地域特性に応じた色彩基準を設定しました。

基本色	外壁各面の4／5以上は、対象とする建築物等だけでなく、周辺も含めたまち並み景観の基本となり、景観に与える影響がより大きくなります。そのため、この部分は、各地域の色彩景観形成の考え方を踏まえ、基本色の基準の範囲内の色彩を用いることとします。
強調色	外壁に表情を付ける場合などは、外壁各面の1／5以下について、強調色の基準の範囲の色彩を用いることができるものとします。
アクセント色	強調色の他に外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の1／20以下で、アクセント色の基準の範囲の色彩を用いることができるものとします。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1／5以内とします。
屋根色	勾配屋根を設置する場合は、各地域の屋根色の基準の範囲の色彩を用いることとします。

イ 色彩基準

(7) 景観形成推進地区

a 大國魂神社・けやき並木周辺景観形成推進地区

色彩景観形成の考え方

大國魂神社とけやき並木の豊かな緑をいかした景観形成を図るため、外壁の大部分については、樹木の緑の彩度程度を上限とします（夏季の一般的な樹木の緑の彩度が6程度です。）。

勾配屋根を設ける場合は、緑を基調とした景観から突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

特に、本市の象徴的な地区であるけやき並木と調和し、風格が感じられる素材を使用した、にぎわいや活力が感じられる色彩を、外壁基本色の推奨色とします。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の 4/5 以上は、この範囲から選択)	0 R ~ 4. 9 Y R	4. 0 以上 8. 5 未満	4. 0 以下
		8. 5 以上	1. 5 以下
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	4. 0 以上 8. 5 未満	6. 0 以下
		8. 5 以上	2. 0 以下
	その他	4. 0 以上 8. 5 未満	2. 0 以下
		8. 5 以上	1. 0 以下
強調色 (外壁各面の 1/5 以下で使用可能)	0 R ~ 4. 9 Y R	—	4. 0 以下
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	—	6. 0 以下
	その他	—	2. 0 以下
アクセント色 (外壁各面の 1/20 以下で使用可能)	0 R ~ 4. 9 Y R	—	4. 0 以下※
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	—	6. 0 以下※
	その他	—	2. 0 以下※
屋根色 (勾配屋根)	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	6. 0 以下	4. 0 以下
	その他		2. 0 以下

※ 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

b 多摩川沿川景観形成推進地区

色彩景観形成の考え方

水や緑の色彩が映える潤いのある景観を形成するため、外壁の基本色は、中明度・低彩度の色彩を基本とします。また、明るく開放的な景観を阻害しないように、外壁の基本色では、低明度色の使用を制限します。

屋根を設ける場合は、水や空の色彩がより鮮やかに感じられるよう、彩度を抑えた色彩を用いることとします。

特に、水や緑の自然と調和する高明度、低彩度の色彩を、外壁基本色の推奨色とします。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の 4/5 以上は、この範囲から選択)	0 R ~ 4. 9 Y R	6. 0 以上 8. 5 未満	4. 0 以下
		8. 5 以上	1. 5 以下
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	6. 0 以上 8. 5 未満	4. 0 以下
		8. 5 以上	2. 0 以下
	その他	6. 0 以上 8. 5 未満	2. 0 以下
		8. 5 以上	1. 0 以下
強調色 (外壁各面の 1/5 以下で使用可能)	0 R ~ 4. 9 Y R	—	4. 0 以下
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	—	6. 0 以下
	その他	—	2. 0 以下
アクセント色 (外壁各面の 1/20 以下で使用可能)	0 R ~ 4. 9 Y R	—	4. 0 以下※
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	—	6. 0 以下※
	その他	—	2. 0 以下※
屋根色 (勾配屋根)	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	6. 0 以下	4. 0 以下
	その他		2. 0 以下

※ 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

○ 国分寺崖線景観形成推進地区、府中崖線景観形成推進地区、浅間山景観形成推進地区

色彩景観形成の考え方

建築物や工作物が崖線や浅間山の緑に溶け込み、周囲のまち並みと調和した景観を形成するため、外壁の基本色は暖色系とし、低彩度の色彩とします。また、自然の緑との対比が極端に強い明るい色調は、避けることとします。

屋根の色彩は、周囲の自然やまち並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。

特に、崖線や浅間山の緑と調和し、落ち着きが感じられる明度を抑えた色彩を、外壁基本色の推奨色とします。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の 4/5 以上は、この範囲から選択)	0 R ~ 4. 9 Y R	4. 0 以上 8. 5 未満	4. 0 以下
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y		
	その他		1. 0 以下
強調色 (外壁各面の 1/5 以下で使用可能)	0 R ~ 4. 9 Y R	—	4. 0 以下
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	—	6. 0 以下
	その他	—	2. 0 以下
アクセント色 (外壁各面の 1/20 以下で使用可能)	0 R ~ 4. 9 Y R	—	4. 0 以下※
	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	—	6. 0 以下※
	その他	—	2. 0 以下※
屋根色 (勾配屋根)	5. 0 Y R ~ 5. 0 Y	6. 0 以下	4. 0 以下
	その他		2. 0 以下

※ 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

(i) 一般地域

a 駅周辺の商業地、幹線道路沿道

色彩景観形成の考え方

建築物や工作物の色彩は、周辺のまち並みとの調和を考慮した色彩を基本とします。

外壁の基本色は、落ち着きが感じられ、緑の存在や周辺のまち並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。

にぎわいのある景観とするため、建築物に個性を与え、外壁各面の1/20以下で利用できるアクセント色は、制限の対象外としますが、主に建築物の中低層部で用いることとします。

特に、街路樹などの樹木と調和し、暖色系を基本とした、にぎわいと活力が感じられる色彩を、外壁基本色の推奨色とします。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5以上は、この範囲から選択)	0R～4.9YR	4.0以上8.5未満	4.0以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4.0以上8.5未満	6.0以下
		8.5以上	2.0以下
	その他	4.0以上8.5未満	2.0以下
		8.5以上	1.0以下
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0R～4.9YR	—	4.0以下※
	5.0YR～5.0Y	—	6.0以下※
	その他	—	2.0以下※
アクセント色 (外壁各面の1/20以下で使用可能)	—		
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下

※ 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

b 旧街道沿道、その他（住宅地等）

色彩景観形成の考え方

建築物や工作物の色彩は、周辺のまち並みとの調和を考慮した色彩を基本とします。

外壁の基本色は、落ち着きが感じられ、緑の存在や周辺のまち並み景観を妨げないように配慮し、中彩度までの色彩を基本とします。

外壁各面の1／20以下で利用できるアクセント色についても中彩度までとし、使用する場合は主に建築物の中低層部で用いることとします。

特に、落ち着きが感じられ、住宅地の緑にも調和する中明度、中彩度を主とした色彩を、外壁基本色の推奨色とします。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5以上は、この範囲から選択)	0R～4.9YR	4.0以上8.5未満	4.0以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR～5.0Y	4.0以上8.5未満	6.0以下
		8.5以上	2.0以下
	その他	4.0以上8.5未満	2.0以下
		8.5以上	1.0以下
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0R～4.9YR	—	4.0以下
	5.0YR～5.0Y	—	6.0以下
	その他	—	2.0以下
アクセント色 (外壁各面の1/20以下で使用可能)	0R～4.9YR	—	4.0以下※
	5.0YR～5.0Y	—	6.0以下※
	その他	—	2.0以下※
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR～5.0Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下

※ 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

(り) 大規模開発事業

色彩景観形成の考え方

対象行為	・開発区域の面積が5,000平方メートル以上のもの ・100戸以上の集合住宅又は延べ面積が10,000平方メートル以上の建築物 (ただし、東京都の都市開発諸制度を活用する建築物等で、東京都が事前協議を実施するものについては、東京都の色彩基準によります。) 低層部には、にぎわいや潤いを創出する空間を積極的に整備していく観点から、色彩の誘導範囲は、原則として、高さ10メートル又は3階以上とします。
色彩景観形成の考え方	外壁の基本色は、自然に良くなじむ暖色系を中心とし、背景として柔らかく落ち着いた景観とするために、明度が極端に低い色彩や、彩度の高い鮮やかすぎる色彩の使用を避けるようにします。 また、強調色については、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩とし、アクセント色については、主に建築物の中低層部で用いることとします。 特に、季節の変化を感じさせる自然と調和し、景観の背景となる高明度、低彩度の色彩を、外壁基本色の推奨色とします。 高さ10メートル及び3階未満の建築物や工作物についても、基本色の基準を原則としますが、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。

色彩基準による使用可能色の範囲

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5以上は、この範囲から選択)	0 Y R ~ 5.0 Y	4.0以上8.5未満	3.0以下
		8.5以上	1.5以下
	その他	4.0以上	1.0以下
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	0 R ~ 4.9 Y R	—	4.0以下
	5.0 Y R ~ 5.0 Y	—	6.0以下
	その他	—	2.0以下
アクセント色 (外壁各面の1/20以下で使用可能)	0 R ~ 4.9 Y R	—	4.0以下※
	5.0 Y R ~ 5.0 Y	—	6.0以下※
	その他	—	2.0以下※
屋根色 (勾配屋根)	5.0 Y R ~ 5.0 Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下

※ 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩については、府中市土地利用景観調整審査会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができます。